

4. 市街地の整備改善

土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、シンボル道路である中央通り沿いの、北はJ R高松駅、高松港から、南はJ R高德線に至る区域で、業務系の施設が集積し、その東側には中央商店街が位置しており、商業系の施設が集積しています。

第1期高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中央商店街の北側に位置する高松丸亀町商店街において、市街地再開発事業が進められ、商業施設、業務施設、宿泊施設、医療施設などの都市機能と、都市型住宅など居住環境が整備されました。また、商店街内に人々が集うことができる広場空間が形成され、様々な催しが行われるなど、中心市街地のにぎわい創出に寄与しています。

また、J R高松駅では、高速バス、路線バスが飽和状態となり、利用者の利便性に課題が生じていましたが、高松駅南交通広場の整備によりターミナル機能が充実し、広域からの来訪者受入の向上が図られました。

一方、サンポートエリアと中央商店街の連続性がなく、回遊性の向上が求められています。

(2) 市街地の整備改善の必要性

これまでに整備された再開発ビルと相乗効果を生み出し、にぎわいの再生を進めるため、サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上や、市街地再開発事業の実施により、中心市街地の新たな魅力の創出や利便性の向上を図ることが必要です。

また、中央商店街の北側だけでなく、南側の区域にも効果を広げていくため、民間の都市型住宅整備などを実施し、新たな街なか居住を誘導するとともに、中央商店街と駅や地域をつなぐ公共交通の利便性向上など、回遊できる環境を整え、市民が中心市街地に魅力を感じ、快適に利用ができる市街地の整備改善を進めます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 玉藻公園整備事業</p> <p>【内容】 史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	高松市	<p>玉藻公園と周辺との一体整備を図り、地域特性を生かしたまちづくり、地域づくりを行い、高松らしい都市美の再創出を図る公園整備です。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	
<p>【事業名】 高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）</p> <p>【内容】 ・緑地設計 1 式 ・緑地一部施工 1 式</p> <p>【実施時期】 平成 23～令和 6 年度</p>	香川県	<p>高松港を訪れる市民等にかかれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区においてプロムナード機能を有した緑地を整備します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（港湾事業）</p> <p>【実施時期】 平成 23～令和 6 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松城跡整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡高松城跡保存整備基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理 ・ 桜御門の復元整備、披雲閣耐震補強、大手前地区整備 ・ 天守復元基礎調査 <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	高松市	<p>城下町高松のシンボルである史跡高松城跡の石垣や建造物の保存修理などにより、文化財を後世に残すとともに、観光資源としての魅力を向上します。</p> <p>史跡高松城跡玉藻公園の入園者数の増加は、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 文化財建造物保存修理等事業</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,585㎡ (7,027㎡、11,558㎡) ・階数：11階、8階、3階 ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場</p> <p>【実施期間】 令和2～5年度</p>	<p>大工町・磨屋町地区市街地再開発組合</p>	<p>中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。</p> <p>再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</p> <p>【実施時期】 令和2～5年度</p>	
<p>【事業名】 高松海岸線街路事業</p> <p>【内容】 高松海岸線の整備 幅員30～32m(6車線) 整備延長646m 自転車歩行者道整備、段差解消、電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快適な歩行者ネットワークの形成を図るものです。</p> <p>サンポート高松やJR高松駅から中央商店街への歩行者の利便性を高めるもので、来街者の回遊促進に資するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新県立体育館整備事業</p> <p>【内容】 ・メインアリーナ、サブアリーナ、武道施設兼多目的ルーム、その他諸室等 ・延床面積：30,000 m²程度</p> <p>【実施時期】 令和3～6年度</p>	香川県	<p>競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できる交流推進施設としての機能を備えた体育館を整備するものです。</p> <p>サンポートエリアにおけるにぎわいづくりにより、広域圏からの誘客力向上に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ・その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等） <p>【実施時期】 平成16～令和5年度</p>	高松市	<p>歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境整備です。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 ー</p> <p>【実施時期】 ー</p>	